

## 「千葉県保健医療計画」の一部改定について（案）

平成 27 年 3 月 25 日  
千葉県健康福祉部

## 1 背景

- (1) 「千葉県保健医療計画」は、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、保健医療提供体制の確保を図るために県が定める法定計画です。
- (2) 現行計画は、平成 23 年 4 月に策定したものであり、計画の終期は平成 27 年度です（計画期間 5 年）。なお、平成 24 年 3 月に行われた医療法施行規則の改正や、法改正と同時に国から示された「医療計画作成指針」に基づいて、平成 25 年 5 月に計画の一部改定を行っています。
- (3) 平成 26 年 6 月に行われた医療法の改正によって、各都道府県は、医療計画の一部として、地域医療の将来像である『地域医療構想』（以下、「ビジョン」という。）を新たに策定するとされ、本年 3 月に、国から「地域医療構想策定ガイドライン」【資料 3-2】が示されました。
- (4) 同じく医療法の改正によって、医療計画と介護事業支援計画との整合性を図るために、医療計画の計画期間が 5 年から 6 年になり、6 年ごとに（介護事業に関連する項目は 3 年ごとに）必要な改定を行うことが定められました。
- (5) 本県を除く大半の都道府県の医療計画は、終期が平成 29 年度であるため、平成 30 年度を始期とする次期計画の策定に向けて、国から新たな「医療計画作成指針」が示される可能性があります。

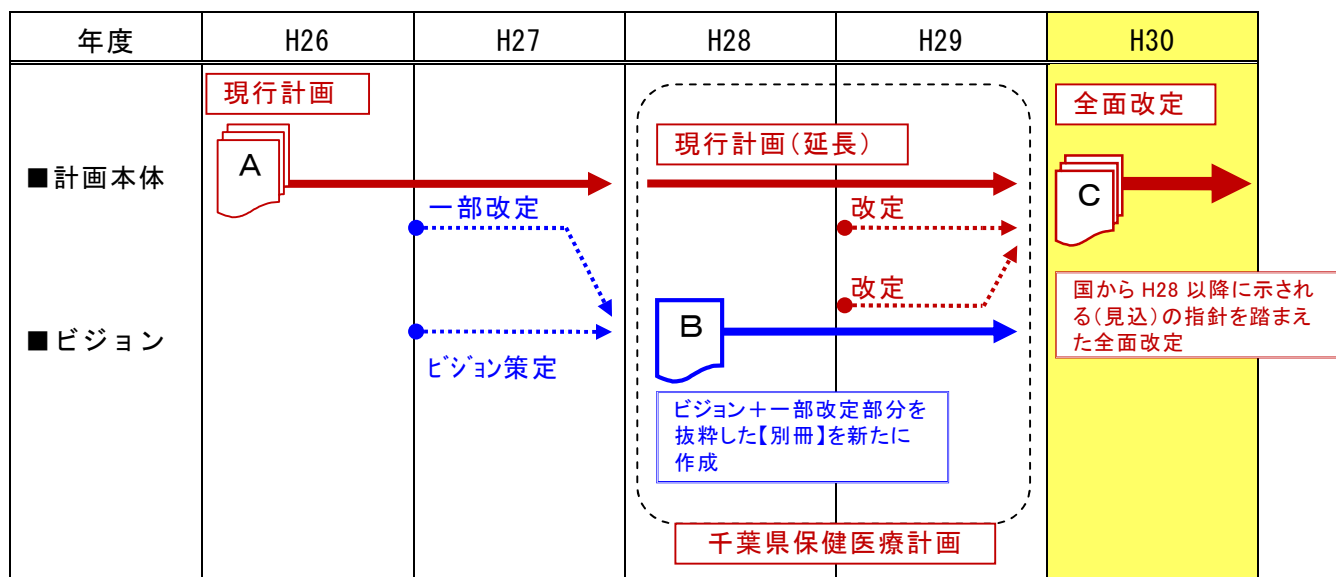
## &lt;参考&gt; 医療計画の期間と策定期期

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
千葉県保健医療計画												
他の都道府県の医療計画												
介護事業支援計画												

## 2 計画改定にあたっての基本的な考え方

- (1) 本県を除く大半の都道府県では、平成 30 年度を始期として次期医療計画を策定することが想定されます。
- (2) 本県においても、介護事業支援計画との整合性を図るとともに、国から示される「医療計画作成指針」を反映しながら、他の都道府県の医療計画と始期を合わせるため、平成 30 年度を始期として、次期医療計画を策定することとします。
- (3) 現行の医療計画については、計画に掲げた施策の進捗状況の評価を行い、必要に応じて計画の見直し（一部改定）を行った上で、計画期間を平成 29 年度まで延長します。

### <本県の医療計画改定スケジュール>



## 3 ビジョンの策定について

国から示された「地域医療構想策定ガイドライン」等に基づいて、構想区域の設定、構想区域ごとの医療需要の推計、医療需要に対する医療提供体制の検討、必要病床数の推計、将来あるべき医療提供体制を実現するための施策の検討などを行い、本県の地域医療の将来像となるビジョンを策定します。

なお、新たに策定したビジョンは、「千葉県保健医療計画」の一部となります。